

倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度の創設について

1 創設の趣旨、背景

本市では、平成22年度から、男女が働きやすい環境づくりや女性の能力活用等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を表彰してきました。

この表彰制度は、市民や事業所の皆様への啓発について一定の効果を発揮しておりますが、近年、男女共同参画は、ダイバーシティの実現やワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進等、益々重要性が増しており、今まで以上に積極的な施策の展開が望まれているところです。

一昨年の日本女性会議の開催により、男女共同参画推進の機運が高まっており、従来の表彰制度に加え、新たに推進事業所を認定する制度を創設することで、その高まりを市内事業所における男女共同参画の推進に繋げていきたいと考えます。

2 認定の対象

- (1) 性別等にとらわれない多様性のある人材活用と制度運営
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 女性の活躍推進
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進が見込める施策の推進

3 現行表彰制度との主な違い

| 形態 | 現行制度 | 新制度 | |
|-----------------|---------------------------|--|---------------------------|
| | 表彰 | 認定 | 表彰 |
| 名称 | 倉敷市男女共同参画社会づくり表彰 | 倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度（仮） | 倉敷市男女共同参画社会づくり表彰 |
| 評価 | 取組を主観的に判断 | 取組を数値化し客観的に判断 | 認定事業者の中から選定 |
| インセンティブ （特典） | ・副賞（盾） ・取組をHP、啓発冊子にて紹介 | ・副賞（予定） ・認定マークの使用（予定） ・男女共同参画推進センターの会議室使用料・附属設備使用料の免除（予定） ・金融機関での融資金利優遇措置（予定） ・入札での加点（協議中） ・事業所名をHPにて紹介 | ・副賞（盾） ・取組をHP、啓発冊子にて紹介 |
| 有効期間 | | 3年間 | |
| 対象 | 事業所 | 事業所 | 認定事業者 |

4 スケジュール（現時点での予定）

- ・6月に市広報紙等で募集
- ・8月1日認定